

## 朝鮮中宗代における宗系弁誣問題の再燃

桑野栄治

【欧文表記】 Eiji Kuwano, The Recurrence of "Clarifying the Royal Lineage" during the Reign of King Chungjong of Choson Korea

【要旨】 本稿は朝鮮中宗代の前半期に時期を絞り、朝鮮と明とのあいだに生じた宗系弁誣問題をめぐる外交交渉の実相について、朝中の官撰史料である『朝鮮王朝実録』と『明実録』を中心に整理・分析したものである。

宗系弁誣問題とは、太祖李成桂が政敵李仁任の子であり四人の高麗国王を殺害したとする明側の記録の修正を要求した、朝鮮前期の一大外交紛争である。朝鮮国王の正統性に関わるこの問題は太宗四年にいったん解決したかみえたが、のち中宗一三年四月に朝鮮使節が『大明会典』を明から購入したことによって再燃した。皇帝御製の序文にはじまる『大明会典』の修正は容易ではないとの事情を予測しつつも、朝鮮政府はこの年七月に宗系弁誣奏請使として正使南袞・副使李紆・書状官韓忠の三使を帝都北京に向けて派遣した。あいにく正徳帝が行幸中であつたため外交交渉は難航したが、奏請使一行はようやく礼部の咨文を獲得して中宗一四年四月に王都漢城に戻る。ところが、正徳帝の勅書は宗系改正を許可するのみで、王氏殺害の件には言及がなかつたことから、再度奏請使を派遣すべきか、あるいは謝恩使を派遣すべきかで朝鮮政府の論議は紛糾した。そのうえ臺諫は奏請使の外交交渉上の失態を弾劾し、その三使も辞職を願い出るにいたる。少壮学者趙光祖は明確な判断を避けた中宗を諫めることもあつたが、三使の辞職は取り下げられ、ひとまず謝恩使を明に派遣することによってこの問題は収束した。ただし、この年一月に己卯士禍が発生するや李紆と韓忠は失脚し、南袞は左議政に昇進して明暗を分けた。

正徳帝の在位中に『大明会典』が改訂されることにはついになかつた。謝恩使は帰国後、当時の明政府では言論によって皇権を抑制する機能が麻痺している、と報告している。こうした政治状況のなかで朝鮮使節が『大明会典』の修正を要請したとしても、礼部が正徳帝の裁可を仰ぎ、さらにこれを実行に移すには困難であつたに相違ない。以後、この対明外交交渉は朝鮮政府にとって最大の懸案事項となる。

【キーワード】 朝鮮前期、外交交渉、宗系弁誣、李成桂、中宗、洪武帝、正徳帝、皇明祖訓、大明会典

## 【目次】

はじめに

- 一 朝鮮建国草創期の宗系弁証問題
- 二 『正徳会典』の朝鮮伝来
- 三 宗系弁証奏請使の派遣
- 四 奏請使南袞による外交交渉
- 五 奏請使の帰国とその波紋  
むすびにかえて

## はじめに

朝鮮王朝（一三九二～一八九七年）は建国後まもなく明の太祖洪武帝（在位一三六八～九八年）を頂点とする冊封体制に参入し、儀礼的關係を構築した。朝鮮国王が毎年正朔（元旦）・聖節（明皇帝の誕生日）・千秋節（明皇太子の誕生日）のほか冬至に外交使節を派遣したことは周知のとおりである。のみならず、これら四大名節に朝鮮国王は文武百官を率い、王都漢城の王宮より明の皇帝を遥拝する宮中儀礼（望闕礼<sup>1</sup>）を実施している。ところが、朝鮮前期（文祿・慶長の役以前。ほぼ一五・一六世紀に相当）の対明關係はかならずしも円滑ではなかった。とりわけ『大明会典』（『正徳会典』）朝貢条に記された朝鮮王室に関わる条文の改正を明に要請した宗系弁証問題は、王朝国家の威信をかけた対明外交交渉であった。明代の国制総覧である『大明会典』には太祖李成桂（在位一三九二～九八年）が政敵李仁任の息子であり、四人の高麗国王を殺害して政権を篡奪した、と記録されていたか

らである。

そもそもこの誤謬が最初に記載されたのは、太祖洪武帝が制定した『皇明祖訓』であり、この条文を改正すべく太宗（在位一四〇〇～一八年）代には明に奏請使が派遣される。これに対して明は改正を約束するとの聖旨を朝鮮に伝え、この問題は解決したかのごとくみえた。ところが、一六世紀前半の中宗（在位一五〇六～四四年）代になると『皇明祖訓』の条文が『大明会典』に転載されていたことが発覚し、ここに宗系弁証問題が再燃する。以後、朝鮮政府は数次にわたって宗系改正を明に要請するが、問題の条文は容易に修正されなかった。この条文が明太祖の家法ともいべき『皇明祖訓』から引用されたものであり、皇帝といえども軽々しく手を加えるわけにはいかなかったからである。そのため明は朝鮮からの上奏文を『大明会典』に附載するという処置をとり、その重修本（『萬曆会典』）を朝鮮に頒賜した。これにより宣祖（在位一五六七～一六〇八年）は、宗系改正という対明外交交渉に功績があった奏請使らを光國功臣に冊封し、この問題を落着せしめるにいたる。こうして朝鮮建国草創期以来の懸案であった宗系弁証問題はようやく解決をみるのである。

さて、宗系弁証問題に関する先駆的研究としては末松保和氏の『麗末鮮初に於ける対明關係』<sup>2</sup>があり、太祖代より太宗代にいたるこの問題の発端を詳述する。末松氏のこの論考に触発され、筆者は対明外交交渉との関連から名古屋市蓬左文庫に架蔵される朝鮮版『大明会典』（一五五二年内賜本）の成立事情を論じたが、書誌学的アプローチという手法をとったため、この問題が決着する宣祖二二年（一五八九）までの具体的な対明交渉の展開につい

ては今後の課題とせざるをえなかった。最近、韓国では朴成柱氏がこの外交問題を取りあげたが、『朝鮮王朝実録』を簡略に利用したにすぎず、朝鮮の外交使節による中国見聞記録（燕行録ともいう）はおろか『明実録』さえ参照していない。そもそも先行研究の整理にも不備があり、上述の末松保和氏による論考から進展をみせたとはいえない。さらに朴成柱氏による論考を「概括的な叙述」と批判した金暎緑氏が『皇明祖訓』の形成過程を整理しつつ、この問題の発端時期に相当する太祖代より太宗代に時期を絞った論考を公表した。朝鮮初期における対明関係の潮流のなかで宗系弁誣問題を論じてはいるが、依然として中宗代以降の展開様相については等閑視されたままである。

宗系弁誣問題は朝鮮王朝の国家意識と事大関係との葛藤がうかがえるという点で興味深い事件であり、なにより朝鮮前期の外交交渉のあり方を究明するうえで格好の素材となりうる。そこで本稿では、朝鮮前期における対明外交交渉の事例研究の一環として、まずは朝鮮建国草創期の宗系弁誣問題を整理し、この問題が再燃した中宗代前半期を中心に当時の朝鮮政府内の論議と外交交渉の具体相を明らかにすることにした。中宗代前半期は明の武宗正徳帝（在位一五〇五―二一年）による治世年間とほぼ重なっており、朝中間における外交交渉を時期区分するうえでも有効である。むろん、この外交交渉が長期化した事情を追究するには当時の実録記事を丹念に整理・分析する必要がある。そのため朝鮮使節の復命報告を含め、やや長文の実録記事を提示することにもなる。この点、あらかじめ諒解されたい。

## 一 朝鮮建国草創期の宗系弁誣問題

太祖李成桂の宗系改正を要請すべく、はじめて明に使節が派遣されるのは太宗三年（一四〇三）のことであるが、本稿で取りあげる宗系弁誣問題の発端は、これより九年前の太祖三年（一三九四）四月にさかのぼる。このとき朝鮮人の倭寇活動を問罪するたに来朝した欽差内使黄永奇の一行は、朝鮮国内の海岳山川の神に告祭して太祖の罪を問うた。黄永奇ら三名はかつて朝鮮が明に差し出した閩人（宦官）であったから、彼らを宗主国明の使節として迎えねばならない朝鮮政府としても複雑な心境であったに相違ない。東アジア世界の覇者となった洪武帝は即位後まもなく、周辺三国の安南（ヴェトナム）・高麗・占城（チャンパ）に使者を派遣して朝貢を促すとともに、それぞれの国内の山川を祀ったことがある。洪武帝の華夷思想を色濃く反映した対外政策であった、このとき明の使者が朝鮮の山川を祀るべく派遣されたのは異例のことではない。おりしも明ではこの年洪武二十七年四月に「四夷朝貢」の諸国に対して「蕃国朝貢儀」が定められており、洪武帝による対外政策が施行（もしくは試行）されていた時期と符合する。ところが、山川を祀るその祝文のなかで李成桂は李仁任の嗣子とされていた。これに対して太祖は、同年六月にみずからの宗系を明らかにする一通の奏本を黄永奇らに託すことにした。このときの事情を『朝鮮王朝実録』は次のごとく記している。

使臣黄永奇等還、上撰奏本一道、就附以進、送至迎賓館、<sup>①</sup>奏曰、洪武二十七年四月二十五日、欽差内史黄永奇等至、欽奉到告祭海岳山川等神祝文内、節該、為昔高麗陪臣李仁任之

嗣〔某〕今名〔某〕者、或明遣人覘視、或暗行窺伺、誘我邊  
 戍、殺掠沿海居民、及誘引為非、如此構禍、即欲興師問罪、  
 然大兵入境、傷生必衆、所以未敢輕拳、(中略) 欽此、臣不  
 勝隕越、②竊念臣先世、本朝鮮遺種、至臣二十二代祖翰仕新  
 羅為司空、及新羅亡、翰六代孫兢休入高麗、兢休十三代孫安  
 社仕于前元、是臣高祖、自後世不受高麗官爵、及元季兵興、  
 臣父子春率臣等避地東來、以臣粗習武才置身行伍、然臣官未  
 顯達、自高麗恭愍王薨逝、至偽姓辛禡十六年、權臣李仁任・  
 林堅味・廉興邦等相繼用事、流毒生民、罪盈惡稔、自取誅戮、  
 以臣素心謹慎無有他過、拳臣為門下侍中、方與國政、③前件  
 事理、臣已曾具本、奏達去訖、臣於仁任本非一季、自臣與聞  
 國政、將仁任所為不法、一皆止之、反為其黨所惡、至有尹彝・  
 李初逃赴上國、妄構是非、尚賴陛下之明、已伏厥罪、然其黨  
 與潛伏中外、忌臣所為、至今紛紛不已、(中略) 臣不勝惶懼、  
 震越之至、謹冒昧以言、伏望聖慈俯加哀矜、(『太祖實録』卷  
 六、三年六月甲申〔一六日〕条。史料中の傍線および番号は  
 筆者、以下同じ)

この奏本ではまず、洪武二七年四月つまり太祖三年四月に明使  
 黄永奇が朝鮮の海岳山川を祀った祭文のなかに「昔高麗の陪臣た  
 る李仁任の嗣成桂、今の名且は云々」と記されていたことに對し、  
 太祖李成桂は「臣、隕越に勝えず」と納得しがたい感情をあらわ  
 にする(史料①)。次に、太祖みずからの宗系をかつて新羅に仕  
 えていた始祖李翰から説きおこす。ついで高麗に仕えた六代孫の  
 李兢休、元に仕えた一八代孫の李安社(穆祖)そして李成桂の父  
 である李子春(桓祖)をあげた。この宗系とあわせ、元末・明初

における高麗の国内事情に關してはすでに明に報告済みであつて、  
 太祖李成桂が「權臣李仁任」と同じ李氏ではないことを強調する  
 (史料②)。また李成桂は高麗末期より國政にあずかつて以来、李  
 仁任の不法を正してきたが、李仁任一派の反発を買い、尹彝・李  
 初が明に逃亡して李成桂を誣告するにいたつた<sup>12)</sup>、と記す。奏本の  
 末尾には「伏して望むらくは、聖慈もて俯して哀矜を加えられん  
 ことを」とあることから、上行文の請求語を用いつつ平身低頭に  
 宗系の誤りを訴えていたことが察せられる(史料③)。

ただし、このときの奏本は明使に託されたとはいへ、朝鮮政府  
 は奏請使を派遣して宗系改正を要請するという、特別な外交措置  
 をとっていないところに注目される。また、明政府もこの奏本に  
 對して朝鮮側になんら回答を示していない。当時、明の太祖洪武  
 帝は李成桂の即位を承認していたが、「朝鮮國王」の称号につい  
 ては即座に認めようとはしないなど、朝鮮の太祖李成桂と明の太  
 祖洪武帝との關係はかならずしも円滑ではなかつたことを示唆  
 する。

そしてこの奏本の甲斐もなく、のち太宗三年に宗系弁誣問題が  
 再燃する。太宗三年正月に明より帰国した聖節使趙温が、「祖訓  
 條章内に云えらく、臣(芳遠)の宗系は是れ李仁任の後なり」と  
 と復命報告するや、太宗は「此を聴くに兢隕に勝えず」と驚きを  
 隠すことができなかつた。ここにいう「祖訓條章」とは、洪武帝  
 が制定した『皇明祖訓』を指す。

『皇明祖訓』は明創業の君主たる太祖洪武帝の朱氏一門に對す  
 る家訓書といつてもよい。洪武帝は諸王の官職・制度や服務の規  
 律を定めた諸規定集『祖訓録』をまず制定し(洪武六年)、のち

にこれを重定した『皇明祖訓』（洪武二八年）を諸王に賜つて嚴守させた<sup>14</sup>。その主眼は中央集権的な君主専制の確立にあり、洪武帝が巻頭の序のなかに、祖訓を一字たりとも改易してはならぬと嚴に言い渡したことはよく知られている。明・朝鮮間の外交紛争の原因となつたのは次に掲げる条文である。

一、四方諸夷、皆限山隔海、僻在一隅、得其地不足供給、得其民不足以使令、（中略）今将不征諸夷国名開列於後／東北／朝鮮国（即高麗、其李仁人及子李成桂今名且者、自洪武六年至洪武二十八年、首尾凡弑王氏四王、姑待之）、（『皇明祖訓』祖訓首章）（史料中の「」内は割註、以下同じ）

この条文は、洪武帝が対外的な軍事外交方針（いわゆる「不征之國」）を述べた箇所であり、以下、日本国・大琉球国・小琉球国など一五国がこれにつづく。問題となつたのは「朝鮮国」以下にある割註である。すでに太祖三年に朝鮮政府は明使の帰国に際して弁明の奏文を託していたにもかかわらず、『皇明祖訓』には李成桂が李仁任の嗣子であつて、洪武六年（恭愍王二二、一三七三）より洪武二八年（太祖四）にかけてこの二人が高麗王氏四王を殺害した、と刻まれる<sup>15</sup>。

そのため、太宗三年一月に冕服の賜給に対して謝意を表する謝恩使司平左使李彬と驪原君閔無恤に、宗系を弁明する奏本を託すこととなつた。実録記事は次のごとく記している。

遣司平左使李彬・驪原君閔無恤如京師、謝恩兼進宗系辨明奏本也、①奏曰、洪武三十五年正月初八日、陪臣趙温回自京師、説称、祖訓條章内云、臣〔芳遠〕宗系是李仁任之後、聽此不勝兢隕、照得、洪武二十七年四月二十五日、欽差内史黄永奇

等至、欽捧到告祭海嶽山川等神祝文内、節該、高麗陪臣李仁任之嗣〔成桂〕、欽此、臣父已曾具本奏聞、臣今聽知祖訓條章内、仍然記録、兢惶無已、②（前略）竊念臣父先世、本朝鮮遺種、至臣二十三代祖〔翰〕、仕新羅為司空、及新羅亡、翰六代孫〔兢休〕入高麗、〔兢休〕十三代孫〔安社〕仕于前元、是臣父〔旦〕古名〔成桂〕之高祖、及元季兵興、臣祖〔子春〕還至高麗、以臣父粗習武才、置之行伍、恭愍王無子、將寵臣辛哂子禍、陰養宮中、稱為己子、及恭愍王薨、其臣李仁任乃立禍為嗣、臣父自恭愍王至僞姓禍十六年間、小心謹慎、及禍末年、拳臣父為門下侍中、繼有侍中崔瑩不学狂悖、詔事禍、納女為妃、專擅国政、妄興師旅、發遣諸將、欲向遼東、軍至鴨綠江、臣父時為副將、亦在遣中、以為、與其得罪上國、寧為得罪僞姓、以安一方、乃與諸將、合議回軍、立王氏之後定昌君瑤、以仁任等冒立僞姓、論罪貶逐、禍及子昌并瑩、皆為所誅、瑤又不義、国人推戴臣父、權知国事、即具奏聞、欽蒙太祖高皇帝命為国王、賜改国号、臣父〔成桂〕始改名〔旦〕、③（前略）且仁任曾祖長庚、係本國京山府人吏、祖政堂文学兆年、父同知密直褒、仁任子前大護軍璫、考功佐郎珉、曾仕高麗、壻判承寧府事姜筮、尚州牧使權執經、見仕本朝、於臣宗系各別、伏望聖慈垂察、令臣宗系得蒙改録、一國幸甚、謹具奏聞、（『太宗実録』卷六、三年一月己丑〔一五日〕条）

この奏本ではまず、洪武三五年（太宗二）正月に趙温が帰国し、『皇明祖訓』では太宗李芳遠の宗系が李仁任の後裔とみなされておるとの復命報告から述べられている。この件に関して朝鮮政府は、太祖代にすでに奏聞したことも指摘する（史料①）。趙温の

帰国より二年近い空白期間があつての弁明であるが、おそらく太宗は対明関係の安定を待つて宗系の弁明という外交交渉に入つたのであろう。<sup>18</sup>この年三月に太宗は永樂帝より印章と誥命をあらたに下賜され、また一月には冕服が賜給されたことにより、朝鮮国王はようやく東アジア世界のなかで正式に「朝鮮国王」を自称することが可能となつたからである。

『太宗実録』はつづけて李成桂の宗系、ならびに高麗恭愍王の死去より李成桂の朝鮮王朝開創にいたる経緯を記す。この奏本をさきに提示した太祖三年の奏本と比較した場合、始祖の李翰より桓祖李子春までの宗系の略記はほぼ同じ内容を繰り返すものの、恭愍王死後の政治情勢は詳細である。恭愍王の死後、権臣李仁任が寵臣辛屯の子といわれる禍王を擁立し、侍中崔瑩もまた国政を専断した。ところが、李成桂のいわゆる威化島の回軍によつて恭讓王（定昌君瑤）が擁立されると李仁任は論罪され、禍王・昌王そして崔瑩は誅殺されたという（史料②）。

こうした高麗末期の国内事情をあらたに申し添えたうえ、李仁任の族系を挿入したところは、今回の奏本の特徴といふべきであろう。これによると、李仁任の曾祖父李長庚は京山府（慶尚道星州）の人吏（衙前）であつて、祖父は李兆年、父は李褒である。また、李仁任の子璫と珉はかつて高麗王朝に仕え、娘婿の姜筮と権執経は本朝鮮に仕えているという。このように、太宗は李仁任の父祖族親を附記することにより、「臣の宗系に於いて各おの別なり」と強調したのである（史料③）。

この奏本を携えて赴京した謝恩使李彬の一行は、一二月に馬匹と方物を献上して冕服の賜給に謝意を表し、翌年の太宗四年三月

に宗系改正に関する礼部の咨文を得て帰国した。周知のとおり、明の皇帝より冊封をうけた朝貢国は六部など正二品衙門とほぼ同列とみなされており、朝鮮国王と礼部とのあいだでは「咨」とよばれる外交文書を往復する関係にあつた。<sup>20</sup>その咨文の内容は、次に掲げる実録記事から明らかとなる。

謝恩使李彬・閔無恤・賀正使金定卿等回自京師、齎礼部咨文来、其文曰、一、宗嗣事、朝鮮国王李諱奏、洪武三十五年正月八日、陪臣趙温回自京師、説称、祖訓條章内云、臣宗系是李仁任之後、竊念臣父〔旧諱〕先世、本朝鮮遺種、事高麗、後国人推戴、権知国事、具奏、欽蒙太祖高皇帝命為国王、賜改号、臣父〔旧諱〕始改名〔今諱〕、且李仁任祖、於臣宗系各別、奏乞改録、一、国幸甚、本部尚書李至剛等、欽奉聖旨、朝鮮国王奏、既不係李仁任之後、想是比先伝説差了、准他改正、欽録、一、〔中略〕上御清和亭、引見李彬・無恤・定卿及曹庶等五人、賜言慰之饋之、〔中略〕三府以宗系改正、拘留人放還、詣闕称賀、〔太宗実録〕卷七、四年三月戊辰〔二七日〕条)

太宗二年正月以来問題となつてこの宗系改正に対して、明の礼部尚書李至剛らは、李成桂を李仁任の嗣子としたのはかつての伝説の差誤であろうから改正しよう、との永樂帝の聖旨を伝達した。礼部の咨文は前年の一月に提出した奏本の引用よりは異なるが、李成桂の政敵であつた李仁任の名は誤つたまま修正されていない。本来は『皇明祖訓』の誤植であり、朝鮮政府としては修正を要請する必要さえなかつたのであろう。それはともかく、この復命報告をうけた太宗は開城敬徳宮の清和亭にて謝恩使李彬

ほか五名の労をねぎらい、議政府・司平府・承樞府の三府は宗系改正の慶事により宮闕に参内して賀礼を執り行った。その後、四月上旬には参知議政府事（議政府従二品）呂称が謝恩使として明に派遣され、ここに宗系弁誣問題は解決したかにみえた。

## 二 『正徳会典』の朝鮮伝来

前節で概観したとおり、太宗四年（一四〇四）に謝恩使李彬の一行がもたらした礼部の咨文には、「他の改正を准す」との永楽帝の聖旨が記されていた。ところが、宗系弁誣問題は一六世紀前半の中宗代に再燃する。問題となった『皇明祖訓』の条文は修正されることなく、『大明会典』に転載されたことが明るみにでたからである。そこで宗系弁誣問題の再燃について論を進める前に、まずは『大明会典』の編纂事業と朝鮮との関わりについて触れておくことにしたい。

『大明会典』とは明太祖洪武帝以来の行政法規を集大成したものであり、いわば明朝一代の国制総覧である。「会典」と称されるこの書はおよそ四回の編纂事業をへている。まず、一四九七年（弘治一〇、燕山君三）三月に孝宗弘治帝（在位一四八七～一五〇五年）は輔弼機関である内閣に勅諭を下して会典の編纂を命じ、五年後の一五〇二年一二月に『弘治会典』が完成した。ところが、弘治帝が死去した（一五〇五年五月）こともあり、『弘治会典』は頒布されないまま未完に終わる。この未刊の書は一五〇九年（正徳四、中宗四）一二月に楊廷和らによって修訂され、一五一一年四月にようやく刊行された。これが『正徳会典』一八〇巻で

ある。おもに『弘治会典』の誤脱を参校・補正したにすぎず、全面的に改修したわけではない。刊行より七年後の中宗一三年（一五一八）に朝鮮にもたらされた『大明会典』は、この『正徳会典』一八〇巻である。

ついで一五二九年（嘉靖八、中宗二四）四月に世宗嘉靖帝（在位一五二一～一六〇六）は内閣に勅諭し、弘治一五年以降の事例を『正徳会典』に編入せしめた。これにより一五四九年（嘉靖二八、明宗四）五月に「嘉靖統修会典」五三巻が完成したが、宮中の書庫に保管されたまま頒布されなかった。山根幸夫氏によれば、二一年間の編纂期間を費やしながら『嘉靖会典』が刊行されなかった理由は明らかではない、という。

さらに一五七六年（萬曆四、宣祖九）六月に神宗萬曆帝（在位一五七二～一六〇二）は内閣に勅諭し、嘉靖二八年以降の事例を加えて纂修するよう命じた。その結果、一五八七年（萬曆一五、宣祖二〇）二月に「萬曆重修会典」二二三巻が完成し、頒布される運びとなる。翌年の宣祖二十一年（一五八八）に朝鮮に頒賜された『大明会典』はこの『萬曆会典』である。

明代の主要な法典には『大明令』（洪武元年、一三六八）、『大明律』（洪武三〇年改修）などがあるが、この『大明会典』は行政機構の職務を詳述した『諸司職掌』（洪武二六年）を基礎に、洪武帝勅撰の『皇明祖訓』『御製大誥』など一二書を引用する。宗系弁誣問題とは、洪武帝勅撰の諸書を引用した『大明会典』が朝鮮にもたらされたことによって惹き起こされた、朝中間の国際問題であった。

さて、中宗代には赴京した朝鮮使節が明の書籍を活発に購入し

ている。というのも、朝鮮王朝の最高学府である成均館に設けた尊經閣が中宗九年(一一一四)一二月に火災に見舞われ、その蔵書の補填を急いでいたからである。朝中間の宗系弁証問題は、王朝政府による蔵書補填政策が推進されるなか、中宗一三年四月に承政院が上奏したことにより浮上した。当時の実録記事はやや長文ではあるが、煩をいとわず以下にその全文を引用する。

政院啓曰、今正朝使新買來大明會典内、我國世系舛謬、亦有我祖宗所不為之事、臣等見之、甚為驚駭、此冊非民間私撰、始面有皇帝御製序、乃朝廷共議所撰者也、今日乃肅戒之日也、啓之亦難、然事甚非輕、故不得已啓之、廣議処置何如〔大明會典、以我太祖乃李仁任之後、弒王氏四王而立云〕、①伝曰、予曾見此冊矣、卷帙甚繁、未及見此、今見之、至為驚愕、其召大臣議之、上問領議政鄭光弼曰、大明會典内、有大驚愕事、將何以処之、②光弼曰、凡創業之主、多有慙德、我太祖無可疑之事、以此傷害之言、分明載録、安有如此慮不到之事乎、臣昔聞之於言語間、大明祖訓條章内、亦以太祖為李仁任之後、其時太祖大致辨明於上国、臣其時迷不記憶、此説若然、憑此可辨、辨明於上国、使之變其書亦不易、然如此、則可使中原知其果是非實也、今日臣合坐於政府、共云太祖時、聞有辨正之事也、今臣独來、願與礼官共議如此之事、太祖豈忍為之、又聞太祖之受位也、太祖曰、予若強健、則當匹馬赴避、臣常謂盛德之言也、先祖微時、自全州徙居咸鏡道、與夷獠雜処、率化頑俗、若酋長然、以此當時不指為世族、上国未知顯姓、又仁任之姓、適同於国姓故然也、祖宗蒙不義之名、而今猶未雪、臣実痛焉、③李紆曰、此大明會典、非一二人所撰之冊、

乃朝廷共議所撰者也、見其序年月、己巳(正徳四年、一五〇九)間所作也、又有皇帝之序、実重籍也、如大明一統志、載我國、叙其世系、自遠祖至太祖、甚為分明、且書曰、王瑤(恭讓王)昏弱、衆推門下侍中某立為王、其後又賜誥命、然誥命之賜、在太宗朝、其時唯称權知国事也、此則未知其何以然也、夫祖宗雖若有慙德、不合於実、則亦所憾也、況如此無妄之事乎、此説必已頒布於天下、非徒頒布於天下、亦必流聞於後世也、大節之事、如此伝之、不亦痛乎、④光弼曰、辨此之策、不可要其遽改也、今若辨之、雖或不能改、必有文書伝於後世、庶有知者、太祖開国之時、我國耆老・軍民奏請於上国、其文有曰、奸臣李仁任云云、若此文書在於上国、則可憑此以辨其非其後也、且李仁任之挙兵攻遼、其罪甚大、而太祖之回軍、則順於臣子之義、太祖與仁任行事亦殊、此亦可明、⑤李紆曰、恭讓請命時、皇帝曰、王氏世立而立世非王氏者立、非三韓世守之良法也、上国亦知辛氏(禍王と昌王)之非王氏也、所謂弒王氏者、因此可明也、⑥光弼與礼曹判書南袞等議啓曰、今考承文院文書、太祖朝果有辨明非李仁任之後之事、再請於上国而得請也、其時上国、已許其改祖訓條章内所書、今亦不可不速辨、然今謝恩使之行、必未及也、如此大事、不可容易為之、廣攷文書、徐辨之何如、⑦伝曰、祖宗豈為如此事、宜亟請改、〔中宗実録〕卷三二、一三年四月甲午(二六日)条)

承政院の上奏によれば、正朝使が朝鮮に持ち帰った『大明會典』内の条文に「我が太祖を以て乃ち李仁任の後とし、王氏四王を弒して立つ」という記述が発見された。そもそも『大明會典』は民



間の私撰の書物ではない。その巻頭には皇帝御製の序文があることとからみて、明政府の協議をへて撰述されたものであらうと承政院は判断し、その処置を合議するよう中宗に上奏した。この日は齋戒にあたっていたが、この問題の重大性に鑑みて、あえて承政院は上奏に踏み切ったのである。

全一八〇巻からなる『大明会典』は膨大な書籍ゆえ、中宗は当初この記述に気づかなかった(史料①)。驚愕した中宗がまず領議政鄭光弼に意見を求めたところ、鄭光弼は次のように答える。かつて明の「祖訓條章」(『皇明祖訓』を指す)にも太祖李成桂を李仁任の嗣子としていたため、太祖は明政府に釈明したことがあり、その前例にならって今回もこの件を弁明すべきである。『大明会典』の改正は容易でないにせよ、その記述が誤っていることを明に対して知らしめることができよう。この誤解は李仁任が太祖と同じく李姓であることから生じたものであるが、祖宗がこうむった不義の汚名をいまだそぐことができないのは心痛である、という。また宗系の誤りを明に釈明しておけば、すぐさま改正されないにしても、かならずや後世に文書が伝わり、自然と誤解は解けるであらう。すでに太祖による朝鮮王朝開創後、わが国の元老と軍民は明に対して「奸臣李仁任は云々」と記した奏請文を送ったことがある。その文書がいまも明に残っているのであれば、太祖が李仁任の嗣子ではないことはいずれ明らかになるに相違ない。高麗末期に李仁任が遼東を攻撃した罪は甚大であり、太祖の威化島回軍が君臣の義によるものであったことも明言すべきである、と鄭光弼はいう(史料②④)。なるほど、太祖元年七月に都評議使司および大小の臣僚・閑良・元老が知密直司事趙胖を

明に派遣し、李成桂を朝鮮国王に推戴したと報告した際に、「逆臣辛屯の子禍は権臣李仁任等の立つる所為り」云々との文書を礼部宛てに送っており、この年洪武二五年九月の『明太祖実録』も都評議使司の奏請文を記録している。<sup>30)</sup>

一方、王氏弒逆に関しては承旨(承政院正三品)李籽が発言した。かつて高麗恭讓王への誥命下賜を明に要請した際に、洪武帝は「王氏世立てども近世、王氏に非ざる者立つ。三韓世守の良法に非ざるなり」と述べたように、上国の明では禍王と昌王が王氏ではないことを先刻承知しているはずである。そのうえ、明代全土の地誌である『大明一統志』(天順五年、一四六一)にはわが国朝鮮の世系と王朝交替の事情がすでに明白に記されている、と李籽はいう(史料③⑤)。たしかに『明実録』によれば、すでに昌王がその元年(一三八八)六月に尹承順・権近を明に派遣して入朝を請うた際に、洪武帝は「豈に三韓世守の道ならんや」、「必ず隠謀有らん。信ずべからざるなり」と不信感をあらわにしている。<sup>31)</sup>そして朝鮮側の『高麗史』も尹承順一行の復命報告を立項し、「君位は王氏弒せられて自り嗣を絶ち、後ち王氏を假り異姓を以て之と為す。亦た三韓世守の良法に非ず」との洪武帝の聖旨を収録する。<sup>32)</sup>このとき礼部から都評議使司へ宛てた、「責異姓為王咨」と称されるこの咨文は改竄されたのではないか、と疑問視されているが、洪武帝が朝鮮に対して不信感を抱いていたことは疑いあるまい。また、『大明一統志』には洪武帝がその二年(恭愍王一八、一三六九)に高麗恭愍王に印章と誥命を下賜し、洪武二五年(太祖元、一三九二)の李成桂による朝鮮建国とその後の「絶えざる」朝貢関係が記録されている。<sup>34)</sup>そもそも『大明一統志』に

は李仁任の名すら記されておらず、李籽が「夫れ祖宗、若し徳を慙ずること有ると雖も、実に合わざれば則ち亦た憾む所なり。況んや此の如き無妄の事をや」と憤慨したのも、無理からぬところである。

こうして鄭光弼は儀礼と外交を掌る礼曹判書南袞らと合議した結果、かつて太宗代に『皇明祖訓』内の条文改正が許可されたことを理由に、今回もさつそく明に弁明すべきである、と上奏した(史料⑥)。外交文書の作成と保管を管掌する承文院には三年ごとに「承文院文書」を印刷・保管することが義務づけられており、朝鮮初期の対明外交文書が保管されていたのである。これに対して中宗は「祖宗、豈に此の如き事を為さんや。宜しく亟やかに改むるを請うべし」と回答し、明への奏請を決意する(史料⑦)。ここにはじめて宗系弁誣奏請使が明に派遣されることになるのである。

### 三 宗系弁誣奏請使の派遣

中宗一三年五月中旬に第一次宗系弁誣奏請使には大提学(弘文館・藝文館の長官)南袞が決定した。当初、中宗は議政府三議政のなかから奏請使を任命すべきと考えていたが、かならずしも三議政を派遣する必要なく、正二品以上の高官であればよいという大臣の意見を採用した結果である。<sup>(36)</sup>南袞は主文つまり大提学として奏請文の製述も担当しており、その責任は重大であった。副使に任命されたのは李籽であり、嘉善大夫(従二品)に昇進している。<sup>(37)</sup>書状官を務めたのは韓忠である。<sup>(38)</sup>書状官は臺諫職を兼ね、使

節一行を糾察する任務があった。むろん、書状官は帰国後に報告書を国王に提出し、国王の裁可を得ると承文院に送付のうえ謄録される。<sup>(39)</sup>

正朝使・聖節使など定期的に明に派遣する使節であれば、通常三ヶ月前に出発するため時間的な余裕は充分にあるが、今回の奏請使のような非定期的な使節の場合、切迫した状況のなかで使節の選定にあたることになる。遣明使節の選定にあたっては清廉潔白で専対能力があり、品階が嘉善大夫以上の官員のなかから任命するのが原則である。<sup>(40)</sup>当初、正使の候補となつたのは南袞、大司憲(司憲府長官)李長坤そして左參贊(議政府正二品)崔淑生の三人であった。このうち、南袞と李長坤はその職責が重いことから、博識として知られる崔淑生を派遣することが予定されていた。崔淑生は才能豊かで非凡な人物であり、とりわけ中宗の崔淑生に対する信任は厚かつた。<sup>(41)</sup>この年八月には詩文集『東文選』の続編である『続東文選』が完成するが、その進箋文を製述したのは崔淑生である。<sup>(42)</sup>ところが崔淑生は老病を理由に再三奏請使の辞退を申し入れ、領議政鄭光弼と左議政申用漑の両相もまた当時六二歳の崔淑生の健康状態を気遣つた。<sup>(43)</sup>崔淑生は専対、つまり使節として異国に赴き外交交渉を進める能力にたけてはいるが、漢城より無事に北京に到着したとしても、礼部のほか内外の上奏文を受理する通政使司との交渉は老齢の崔淑生にとって難儀な任務となるに相違ない。遣明使節としての任務を成功裡に終えて帰国すれば、土田(田地)や蔵獲(奴婢)の下賜、あるいは昇進などの恩恵をうけることはある。しかし、そうした恩恵は限られた場合であつて、むしろ異国への使行には多くの危険をとまなうことから、使

行を躊躇する儒者官僚も少なからずいた。<sup>(44)</sup> 崔淑生が今回の奏請使を辞退した真意は不明ながら、朝鮮政府はやむなく崔淑生を更迭し、南袞を代送することになった。<sup>(45)</sup>

周知のとおり、南袞は当代第一の文章家として知られており、臺諫は宗系弁証という朝中間の重大な外交交渉に鑑みて、とくに彼を推挙したのであろう。その後、南袞は礼曹判書となり、まもなく議政府左贊成(従一品)を拜命する。<sup>(46)</sup> 李籽もまた昇進して大司憲に拔擢されている。<sup>(47)</sup>

さて、中宗一三年七月中旬に宗系弁証奏請使南袞と副使李籽の一行は聖節使方有寧らとともに赴京した。<sup>(48)</sup> 赴京の前日、中宗は参内した三議政とともに奏請使南袞の一行を引見している。今回の宗系弁証奏請使の任務は王朝国家にとって重大事であるゆえ、明との外交交渉に励むように、との訓辞の意味もあったであろう。ただし、奏請使に任じられた南袞には不安材料もあった。当時の明では正徳帝が政務を怠り、朝廷の大臣が国政を専断しているとの情報をすでに入手済みであったからである。そのうえ、礼部が「會典は乃ち太祖高皇帝の為す所なり。豈に外人の言を聴きて軽々しく之を改めんや」と回答した場合のことを考えると、南袞は「日夜惶恐す」というのが率直な心境であった。かつて太宗代に永樂帝が宗系改正を許可していたことも、南袞の不安を増幅させたことであろう。<sup>(49)</sup>

これより五ヶ月後の中宗一三年一二月下旬に聖節使としての任務を終えた方有寧の一行は復命報告を済ませたが、<sup>(50)</sup> 奏請使南袞とともに帰国したわけではない。方有寧の復命報告によれば、彼らは九月中旬に北京に入城したものの、あいにく正徳帝は七月上旬

より行幸中のため不在であった。正徳帝の行幸は長城地帯の九辺鎮のひとつである宣府(河北省張家口市)より大同(山西省大同市)へ、そして偏頭関(山西省偏頭関)をへて北京からおよそ一五〇〇里離れた陝西省北方の榆林衛(陝西省榆林市)までの行程であった。方有寧の一行が九月二四日の万寿聖節を祝うべく紫禁城に参内したのは、実際の聖節より二日後のことである。<sup>(51)</sup> その間、正徳帝は狩猟を楽しみ、お忍びで市井の民家に投宿するなど、民間人とは区別しがたい行動であったという。肝心の奏請使南袞による外交交渉はいえ、礼部郎中姜龍は穩和に対応し、礼部尚書もまた南袞が提出した奏請文を賞賛するなど、さしたる問題はなかったようである。正徳帝の行幸日程が長期化しないようであれば、南袞は聖旨を得て正月頃には帰国するのではないかと、方有寧は中宗の御前にて報告した。とはいえ、正徳帝が行幸先よりいつ北京の紫禁城に戻るのかについては、方有寧自身も把握できていなかった。

#### 四 奏請使南袞による外交交渉

奏請使南袞の一行は帰国に先立ち、翌年の中宗一四年三月に宗系改正の勅書を得たと朝鮮に馳せ報じた。南袞一行が漢城を離れて以来、すでに半年が経過していた頃のことである。

奏請使南袞・副使李籽回京師、在道為書馳啓曰、①去二月初八日、帝駕入城、十三日行郊天祭後、幸南海子打圍、十四日還宮、②十六日覆本下于礼部、奉聖旨曰、朝鮮國王(姓諱)之祖(太祖姓諱)、不係李仁任之後、我太宗文皇帝已有旨、

准他改正、今又具奏陳情、誠孝可念、還写勅與王、知道、十七日礼部具手本、移于翰林院、③十九日臣等詣礼部、告于尚書曰、本国所奉事、朝廷既許改正、恩典至重、不勝感激、第未知所以改正如何、雖蒙降勅、板本猶在、則恐伝訛依旧、尚書曰、會典所録、專摺祖訓、已刊之書、不可追改、然此書出於近年新撰、非祖訓之例、且其所載、皆一時制度施為、隨時而增損、當不久改撰、今有勅旨、分明摺此改正、何慮仍旧、臣等又告曰、如宗系一事、太宗文皇帝已有旨改正、會典依旧録之、今若不即修改、則又恐如前、尚書答曰、爾國之事、一統志所記明白、況今特有勅旨、此後凡有撰書時、則自爾明正、爾等勿疑、臣等又見郎中姜龍、告之如右、龍亦以尚書意答之、又曰、本部文案、再經失火、永樂間改正事、撰會典時、無攷摺、故只依祖訓録之、今則文皇帝聖旨内、已查得、而又特有勅旨、凡修書籍、皆以此為正、史官亦書之、豈不分明乎、④年二十二日翰林院進勅文于内、下于中書舍人写訖、二十三日尚寶司使寶、二十五日臣等詣闕受勅、仍陛辭、似聞帝欲遍巡東南、令衙門修理船隻、疏通河道、今月初旬間動駕、若不幸東南、則當幸遼東、又謄写勅書封進、⑤其勅曰、皇帝勅諭朝鮮國王〔姓諱〕、爾祖〔太祖姓諱〕原不係李仁任之後、我太宗文皇帝已有旨、准令改正、今爾又具奏陳情、誠孝可念、特允所請、降勅諭以朕意、爾其欽承之、故諭、〔中宗實録〕卷三五、一四年三月戊申〔一五日〕条)

南袞の報告は、「去る二月初八日、帝駕入城す」とあるように、正徳帝が行幸先の宣府より北京に戻ったところからはじまる（史料①）。「明実録」によれば、たしかに正徳帝は二月一三日に明朝

最大級の国家祭祀儀礼である天地合祭を南郊の大祀殿にて実施したのち、南海子（南苑）で狩獵を楽しんでいる。翌一四日の記録には「夜、上乃ち還りて奉天殿に御す。文武群臣及び四夷の朝使、慶成礼を行う」とみえる。となれば、南袞と李紆は四夷の朝貢使節団の一行として、紫禁城の奉天殿にて催された宮中儀礼に明文武百官とともに参席したことであろう。そして二日後の二月一六日には礼部を通じて聖旨を受け取ることができた。正徳帝の勅書によれば、太祖李成桂が李仁任の嗣子でないことは、すでに太宗文皇帝（永楽帝）の聖旨により改正を許されているため、今回もこれに準じて朝鮮側の奏請を許可するという（史料②⑤）。たしかに、のち嘉靖四年（中宗二〇、一五二五）六月に完成する『明武宗実録』には高麗最末期の政治状況とこれにつづく李成桂による朝鮮王朝の建国、『皇明祖訓』の誤録に対する太宗の上奏とこれに対する永楽帝の改正許可、そして今回の中宗による上奏の内容が詳細に記録されている。

南袞がこのとき報告した二月一七日以降の事実関係（史料③④）は奏請使一行の陛辭（皇帝に対する別れの挨拶）を含め、いまのところ『明実録』では確認できないが、『中宗実録』によれば二月一九日に南袞と礼部尚書とのあいだで外交交渉が繰り広げられているところに注目される（史料③）。南袞らは礼部に出向き、まずは礼部尚書に対して明政府が宗系改正を受諾したことに感謝した。ただ、具体的に明政府が『大明会典』の条文をいかに改正したのかについては、朝鮮側ははまだ把握していない。それゆえ、このたび正徳帝の勅書を受け取ったとはいえ、『大明会典』の版本がいまなお中国に存在する以上、従来の誤録が今後も踏襲され

るのではないかと南袞は危惧した<sup>(57)</sup>。これに対して礼部尚書は、『大明会典』の条文はもっぱら『皇明祖訓』に依拠したものであり、すでに刊行された書物にまでさかのぼって改正することは不可能である。そのうえ、『大明会典』は最近になって編纂されたばかりであって、一時的に制度化された事項も収録している。そのため随時増減を加え、いずれは改訂版を編纂すべきであろうと礼部尚書は語り、正徳帝の勅書を信頼するよう南袞を説得した。しかし南袞は、宗系に関わる一件に関してはかつて永楽帝が宗系改正を許可したにもかかわらず、『皇明祖訓』の条文を再録した『大明会典』が出版されたことを重くみている。明政府がただちに『大明会典』の誤りを改正しなければ、いずれまた同様の誤りが生じるのではないかと南袞は恐れたのである。実はこのとき、南袞は宗系改正の一件に固執し、高麗王氏弒逆の嫌疑を晴らすことについては失念していたものと思われる。南袞と礼部尚書の交渉はなおもつづく。礼部尚書は、高麗末期より李成桂の朝鮮建国にいたる事情はすでに『大明一統志』にも明白に記されており、いまや特別に宗系改正の勅書が下ったわけであるから、今後の編纂書物ではおのずと誤りは正されるであろうと力説する。礼部郎中姜龍の回答も礼部尚書と同様であったが、彼は礼部の内部事情を語ってくれる。永楽年間に朝鮮の宗系改正が認められたとはいえ、礼部の公文書はかつて火災に見舞われており、『大明会典』編纂当時は『皇明祖訓』に依拠して記録するほかなかつたという。かつて永楽十九年（世宗三、一四二一）に紫禁城の奉天・華蓋・謹慎の三殿は落雷によって炎上しており、その際には多くの書籍・文書が焼失したことであろう<sup>(58)</sup>。しかしながら、今回は永楽帝の聖

旨の内容も調査済みであり、正徳帝の勅書もまた下された。こうした事情は史官も記録しており、もはや疑う必要はないと南袞に告げている。

おそらく、南袞を正使とする奏請使の一行は礼部尚書との外交交渉の過程で『大明会典』の編纂事情を探り出し、そしてなにより正徳帝の勅書を獲得したことによって今回の赴京の任務はおおよそ遂行できたものと考えたであろう。ところが、勅書の内容を子細に検討してみると、正徳帝が許可したのは宗系改正に関する一件のみであって、王氏弒逆の一件にはなんら言及がない<sup>(59)</sup>。果たして南袞の馳啓より一週間もたないうちに、言官の一角を担う弘文館がすみやかに会議を招集するよう、中宗に要請した。

弘文館直提学金絳等啓曰、本国奏請、乃宗系・四王兩事、而今見勅書、只舉宗系一事、而不及四王之事、今之謝恩也、但謝宗系一事、則是弒四王之事反歸於實、泛辭以謝、則四王事勅書所無、請速廣議處之、伝曰、所啓至當、予初欲議、而不可只拋謄写勅草而先議、故姑停耳、且宗系一事既蒙准改、不可不謝、而以不准四王之事、並及於表文何如、予意只謝准請一事為當、仍伝于政院曰、其以弘文館所啓之意、召政府・礼曹・六卿等、會闕庭議之曰、會典所載四王事尤重、而今反不得准請無奈、更遣奏請使可乎、(『中宗実録』卷三五、一四年三月乙卯〔二二日〕条)

弘文館直提学（正三品堂下官）金絳らの進言はもつともである。正徳帝の勅書には宗系改正の一件のみが記され、王氏弒逆の件に言及がない以上、謝恩表の製述が困難となる。ただ宗系改正に謝意を表するのであれば、かえって王氏弒逆の件は既成事実と

して放置されかねないからである。中宗としては、改正の許可を得た宗系に関する一件のみは謝意を表すべきであると考えていたが、王朝国家の一大事であるゆえ、議政府・礼曹・六卿（六曹の長官）を闕庭に招集して対応を協議することとなった。

これをうけて二日後に領議政鄭光弼以下、政府の高官が再度奏請使を派遣すべきか否かをめぐって審議がなされた。ただ、このとき中宗は「今は但だ准しを蒙りし事を謝すのみ。必ずしも四王の事を改むるを待ち、然る後ち並な之を謝さざるなり」と鄭光弼らに釘を刺し、「謝恩使を以て奏請を兼ねべからざるなり」とみずからの意志を伝えている。論議の過程で中宗の決心がやや揺らぐことはあったものの、領議政鄭光弼以下の政府中枢は奏請使の派遣には慎重な態度を示した。再度奏請使を派遣するのであれば、奏請文の言辞には細心の注意を払わねばならない。王朝交替という「革命」の際に問題があったにせよ、いま強弁して奏請するのは上国との事大関係に悪影響をおよぼすことになる。かつて太宗代に宗系改正の一件のみを奏請したのは、なんらかの意図があったのことに相違ない、と鄭光弼らは中宗を説得する。その結果、この場合はひとまず謝恩使の派遣へと意見は収斂され、若き頃より製述に精通した崔淑生に謝恩表を撰進させることが決定した。ただし、崔淑生はすでに告身を剥奪されていたから王命により呼び寄せることはせず、史官を派遣して事情を説明のうえ、謝恩表を製述させることとなる。<sup>(60)</sup>

## 五 奏請使の帰国とその波紋

奏請使南袞の一行は中宗一四年四月上旬に漢城に戻り、中宗は敦義門（西大門）外の慕華館（明使のための迎施設<sup>(61)</sup>）にて正徳帝の勅書を迎えた。ところが、中宗は王宮に戻って奏請使南袞・副使李籽そして書状官韓忠らを引見すると、彼らの外交交渉の成果に不満をもらしはじめた。<sup>(62)</sup>なるほど当時は正徳帝が行幸中であつたために礼部からの上奏が遅延し、南袞一行はもちろん、礼部も南郊での皇帝親祭が終了するまで待たざるをえなかった。通常であれば、明の皇帝は毎年正月に南郊において天地をあわせ祀る郊祀を実施するが、明朝国家儀礼の中心に位置する郊祀の実施さえ一ヶ月遅延していたのである。正使南袞はすぐに帰国を考えたが、副使李籽が北京にとどまるべきと判断したという。<sup>(63)</sup>

とはいえ本来、朝鮮国王と政府中枢が望んだのは宗系の改正と王氏弒逆の誤解を解くことの二件である。そのため、朝鮮政府では宗系改正の勅書に謝意を表する謝恩使を派遣すべきか、あるいは再度改正を要請すべきかをめぐってまたもや論議が起り、さらに臺諫は南袞らの「專対無状」つまり外交交渉の失態を理由に彼らの罷免を請うにいたった。しかし中宗は南袞らの罷免を許可せず、朝議もまた罷免は妥当でないとの意見が支配的であつたが、大臣は不満であつたようである。<sup>(64)</sup>当時の朝鮮政府の論議をいまましくみてみよう。

上御思政殿、引見領議政鄭光弼・左議政申用漑・右議政安瑄・  
礼曹判書李繼孟・右贊成李長坤・戸曹判書高荊山・右參贊金  
安国・史曹判書申錦・大司憲金淨・副提学趙光祖・大司諫尹

殷弼等、議奏請便否、①光弼曰、覆本既奉聖旨是、而於勅不及四王事、故疑只准一事、然中朝若不許四王事、則必示不允之意、其間言辭、固有抑揚、今以為未盡、而更奏似難、用漑曰、夫別奉宗系事者、以太宗已有明旨、奉此為証、而終則泛奉之曰特允所請云、疑並准兩事也、且覆本既及兩事、而乃奉聖旨是、則是皆准許者也、若不准、則當曰某事則不允云耳、我国徑自料度而更請、決不可也、安瑋曰、光弼・用漑之言是也、今雖再請、豈能即去皇明祖訓所載乎、②繼孟曰、此事重大、宜從三公所啓、長坤曰、臣意以為決不可更請也、荊山曰、所謂特允所請、是似並准兩事、欲更分辨、恐所不敢也、安國曰、為臣子者見祖宗被誣罔、以為不忍、乃敢奏達則已矣、以勅書為未盡而再請者、恐或悖於事上之道也、申錫曰、聞奏請使之言、大概皆准兩事、所見各異、然以後世見之、必以再請未安云者為正也、③光祖曰、我国作事苟且、其在祖宗朝、以宗社大事達於上國、亦皆苟且（謂魯山・燕山（＝端宗と燕山君）等事也）、雖知其不明奉兩事、而泛謝之者、非苟且乎、此事不可曰不得准、亦不可曰皆得准、固可疑也、④上曰、祖宗被誣、宜期於得請也、⑤殷弼曰、覆本雖奉聖旨、其下申其意之辭、則乃宗系一事耳、因此以為皆得准許云、恐不可也、淨曰、見奉聖旨之辭、則可知其不准一事、而乃不力請、是固不可、因泛然下勅之事、而又為泛然以謝、事甚詐矣、光弼曰、於謝表頭辭、先書勅書之辭緣、而作謝表何如、此亦有古例焉、光祖等曰、如是則猶或可也、繼孟曰、所謂宗系等事之等字、果可改也、（『中宗實錄』卷三五、一四年四月辛未〔八日〕条）

景福宮の思政殿には議政府三議政をはじめ礼曹・戸曹・吏曹の

長官、そして言論を掌る司憲府と司諫院の長官など、政府の要人が招集された。実録記事の末尾には朝鮮国王である中宗の決裁については記されていないが、事実上、この記録が今回の論議の最終局面である。

まず領議政鄭光弼は、たしかに勅書は王氏弑逆の件に言及していないものの、もし正徳帝が王氏弑逆の件の改正を許可しないのであれば、「允さず」とあつてしかるべきところである。それゆえ、この勅書の内容を朝鮮側が不充分と判断して再度奏請するのは得策ではない、と鄭光弼はいう。左議政申用漑によれば、勅書に宗系改正に関する件を取りあげたのは、すでに永楽帝の聖旨があつたからであり、その末尾に「特に請う所を允す」とあるのはおそらく宗系と弑逆の二件を指すのであらうと解釈する。つまり、朝鮮側が勅書の内容を軽率に判断して再度奏請使を派遣すべきではない、という考えであつた。右議政安瑋も鄭光弼と申用漑の意見を支持しつつ、さらに奏請使を派遣したところで『皇明祖訓』の条文がただちに削除されるわけではない、と発言した（史料①）。要するに議政府三議政の意見は奏請使の派遣にはそろって反対であつた。この三議政の意見に対して礼曹判書李繼孟は、「此の事重大なり。宜しく三公の啓する所に従うべし」と奏請使派遣反対論を支持した。李繼孟が朝鮮に『大明会典』を持ち帰つた「当事者」であることはいままでもない。右賛成以下、戸曹判書と吏曹判書もやはり奏請使の派遣に異を唱えている。とくに右參贊金安国は、「勅書を以て未盡と為して再び請うは、恐らくは或いは上に事うるの道に悖るなり」と、上国である明との事大關係を憂慮した（史料②）。

こうした奏請使派遣反対論に疑問を投げかけたのが弘文館副提学の趙光祖である。今回の奏請では宗系・弑逆の二件とも改正を許可されなかったとはいえないが、さりとて二件とも改正の許可を獲得したともいえない、という(史料③)。朝鮮政府としては正徳帝が下した勅書の字句を解釈するほかに、論議は次第に紛糾する。朝鮮王朝を統べる中宗は、「祖宗誣せらるれば、宜しく請いを得るを期すべきなり」と発言したものの、奏請使を再度派遣するの、あるいはひとまず謝恩使を派遣すべきかについて明言したわけではない(史料④)。そのため大司諫尹殷弼は、正徳帝が許可したのは宗系の一件のみであると主張し、大司憲金淨もまた漠然とした明帝の勅書に対して、漠然とまた朝鮮国王が謝意を表すべきではない、と発言した。王権を牽制するのが言官の職務ではあるが、政府高官の意見はなかなか一致をみない。打開策をみいだしたのは宰相の鄭光弼であった。鄭光弼が先例にならって謝恩表の冒頭に勅書の内容を引用することを提案したところ、趙光祖もこれに同意し、さらに李繼孟は「宗系等之事」の「等」の文字を改めるよう進言したのである(史料⑤<sup>66</sup>)。

あらかじめ述べておいたように、中宗はこの論議に対して最終的な判断を下すことはなかった。これより二日後の経筵の席にて趙光祖は、国家の一大事に際して国王みずから正大なる結論を下しえなかつたのは理解しがたい、と苦言を呈している。そのうえこの苦言(ないし諫言)に対する中宗の回答も記録されてない<sup>67</sup>。しかし結局のところ、朝鮮政府はその翌日の四月一日に工曹判書金克幅を謝恩使として明に派遣することになる<sup>68</sup>。このとき明に再度宗系改正を要請する奏請使ではなく、謝恩使を派遣したとこ

ろには、改正事項がたとえ宗系の一件のみであれ感謝の意を表明せざるをえないという、朝鮮の宗主国明に対する立場がよくあらわれている。一方、臺諫に弾劾された南袞・李耆・韓忠の三使はそろって辞職と恩典である田地と奴婢の返上を申し出たが、中宗はこれらをみな却下するにいたる。南袞は持病である中風の再発を恐れ、要劇たる議政府賛成の職務はまっとうできない、と判断したうえで辞職願いであった。とりわけ奏請副使に任命された李耆は嘉善大夫に昇進のうえ出国し、帰国後はさらに正二品の資憲大夫に昇進して漢城府判尹(漢城府の長官)に任じられていたため、四〇歳を迎えたばかりの李耆には肩の荷が重かったに相違ない<sup>69</sup>。その後も臺諫は南袞らの辞任を要求し、なかば事件の当事者となった南袞と李耆もまた恩典の返還を願い出たが、中宗はすべて退けて聞き入れることはなかった。右議政安瑋・右參贊金安国以下、朝鮮政府の中樞としても王命をいまさら覆すことはできず、そもそも恩典は中宗が下賜されたのであって、われわれ政府で論議する立場にはない。そのうえ南袞一行の北京使行は約一〇ヶ月という長期間におよんでおり、彼らの外交交渉を評価せざるをえなかつたのである<sup>70</sup>。

さて、謝恩使金克幅の一行は漢城を出発してから二ヶ月後の中宗一四年六月下旬に北京に到着し、馬匹・方物とあわせて謝恩表を献上した。『明実録』には、

朝鮮国王李懌遣陪臣工曹判書金克幅、貢馬并方物、謝恩、賜金織衣・綵段等物、有差、(『明武宗実録』卷一七五、正徳一四年六月甲申(二二日)条)

とあり、ほぼ定型どおりの朝貢記録が残るにすぎない。つまり、



ここには正徳帝の反応はもちろん、礼部の対応すら記されていない。むしろ、次に掲げる金克愾の復命報告は正徳年間における明政府の状況を生々しく伝える。

謝恩使金克愾自燕京、書啓曰、皇帝出游行院、與養漢的遊戲無度、行院、是養漢的所聚処也、帝又屢幸會同館、與獼子・回回等諸酋相戲、使回回具饌物、帝自嘗之、或着夷服、以習其俗、出幸無常、大監・小官等輪次遞宿于此、帝常以游戲為事、一不視朝、都察院交章諫止不聽、游戲自如、六部尚書率其僚屬、亦極論列、帝以越職論事、特有尚書・侍郎、自郎中以下諸員、令於午門外長跪五日、隨其罪之輕重而杖之、自此朝無諫之者、(『中宗実録』卷三六、一四年九月乙巳(一四日) 条)

金克愾の見聞によれば、正徳帝は行院で養漢的(情夫をもつ女性)との遊戯にふけるだけでなく、北京皇城内の玉河橋近くに隣接する会同館(朝貢使節のための宿泊施設)ではしばしばモンゴル系の韃靼あるいはイスラム系の回回の使節とたわむれ、「夷狄」の習俗に慣れ親しんでいたという。「帝、常に游戲を以て事と為し、一に視朝せず」とあることから、正徳帝は政治をかえりみず、政務監察機関である都察院の諫言も聞き入れない状況であった。六部尚書は僚屬ともども正徳帝をつよく諫めたところ、かえって郎中以下の官員が杖刑に処せられる結果となり、明の朝廷ではもはや言論によって皇帝権を抑制する機能は麻痺していたものと推測される。こうした政治状況のなかで朝鮮使節が『大明会典』の改正を要請したとしても、礼部が正徳帝の裁可を仰ぎ、さらにこれを実行に移すには困難であったに相違ない。

### むすびにかえて

宗系弁証奏請使南袞による対明外交交渉は、中宗一四年四月に正徳帝の勅書を獲得したことにより、ひとまず成果をあげることができたと評価すべきであろう。半年後の一〇月には宗系改正を祝うべく別試が実施されたことも、これを裏打ちする。このときの試験官は趙光祖のほか金絿・金湜、そして南袞であった。しかし、まもなく一一月に士林派による急進的な政治改革を弾圧した己卯士禍が発生するや、副使であった李紆と書状官を務めた韓忠は失脚し、その一方で正使の南袞は左議政に昇任する。正徳帝の勅書に対して明確な判断を下さない中宗を諫めた趙光祖は全羅道綾州(全羅南道和順郡綾州面)に流配となり、そして死を賜った。己卯士禍後、韓忠はまもなく中宗一六年に三六歳で獄死し、李紆もその一二年後の中宗二八年に蟄居先の忠清道忠州にて死去した。ただし、韓忠と李紆がのち宣祖二三年(一五九〇)にともに光国原従一等功臣となることは銘記しておかねばならない。

南袞の奏請により正徳帝は宗系改正の勅書を下したが、正徳帝の在位中に『大明会典』が改訂されることはついになかった。その後、正徳帝にかわって玉座に即いた世宗嘉靖帝は嘉靖八年(中宗二四、一五二九)四月に内閣に勅諭し、弘治一六年(一五〇三)以後の事例を『正徳会典』に編入せしめた。つまり、明ではこのとき「嘉靖統修会典」の纂修に着手したのである。その後の朝中間における外交交渉の展開については、稿をあらためて論じることにしたい。

【附記】本稿は、二〇〇七年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究C。研究課題「朝鮮前期の対明外交交渉に関する基礎的研究」、課題番号一九五二〇六一六）による研究成果の一部である。

## 註

- (1) 桑野栄治「朝鮮初期の対明遥拝儀礼―その概念の成立過程を中心に」(『久留米大学比較文化年報』第一〇輯、二〇〇一年三月)。同「朝鮮世祖代の儀礼と王権―対明遥拝儀礼と園丘壇祭祀を中心に」(『久留米大学文学部紀要(国際文化学科編)』第一九号、二〇〇二年三月)。同「朝鮮成宗代の儀礼と外交―『経国大典』成立期の対明遥拝儀礼」(『同』第二〇号、二〇〇三年三月)。同「高麗末期の儀礼と国際環境―対明遥拝儀礼の創出」(『同』第二二号、二〇〇四年三月)。これら四本の論考は増補・修正のうえ、桑野栄治『高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究』(二〇〇一～二〇〇三年度科学研究費補助金〔基盤研究(C)(2)〕研究成果報告書、二〇〇四年二月)に収録した。また桑野栄治「正朝・冬至の宮中儀礼を通してみた―五世紀朝鮮の儒教と国家―朝鮮燕山君代の対明遥拝儀礼を中心に」(『朝鮮史研究会論文集』第三四集、二〇〇五年一〇月)、同「朝鮮中宗代における対明遥拝儀礼―一六世紀前半の朝鮮と明・日本」(『久留米大学文学部紀要(国際文化学科編)』第二四号、二〇〇七年三月)、参照。
- (2) 末松保和『高麗朝史と朝鮮朝史(末松保和朝鮮史著作集5)』(吉川弘文館、一九九六年一〇月)。「麗末鮮初に於ける対明関係」(初出は『史学論叢(京城帝国大学文学会論纂第一〇輯)』第二、岩波書店、一九四一年一月)の「第十二章 宗系弁誣の発端」。
- (3) 桑野栄治「朝鮮版『正徳大明会典』の成立とその現存―朝鮮前期対明外交交渉との関連から」(『朝鮮文化研究』第五号、東京大学文学部朝鮮文化研究室、一九九八年三月)。
- (4) 朴成柱「조선전기 朝・明 관계에서의 宗系문제」(『慶州史学』第二二輯、慶州、二〇〇三年一二月)。
- (5) 金暻緑「朝鮮初期 宗系辨誣의 展開様相과 対明関係」(『国史館論叢』第一〇八輯、果川、二〇〇六年六月)。
- (6) このほか、金暻緑「朝鮮初期 対明外交와 外交節次」(『韓國史論』四四集、ソウル、二〇〇〇年一二月。のち吉益益他編『연행록연구총서 6(역사)』学古坊、ソウル、二〇〇六年九月に再録)一二～一三頁、朴元煥「明初朝鮮關係史研究」(一潮閣、ソウル、二〇〇二年三月)「15세기 朝鮮과 明의 關係」(初出は国史編纂委員会編『한국사(22 조선왕조의 성립과 대외관계)』同委員会、果川、一九九五年九月)三三一～三三三頁が宗系弁誣問題の発端に簡単に触れた。また李成珪(朴永哲訳)「明・清史書の朝鮮『曲筆』と朝鮮による『弁誣]」(『人文知の新たな総合に向けて―第二回報告書I(歴史篇)』京都大学大学院文学研究科、二〇〇四年三月。原載は『五松李公範教授停年紀念 東洋史論叢』知識産業社、ソウル、一九九三年九月)六

- 三〇六六頁、蔣非非他（金勝一訳）『한중관계사（북경대학 한국학 연구센터 한국학 총서）』（汎友、ソウル、二〇〇五年一二月）「第9章 명과 조선의 관계」（執筆：張帆）四二一～四二二頁が朝鮮前期における宗系弁誣の概要を述べた。
- (7) なお、筆者の予備的調査によれば、朝鮮政府は全六段階の対明外交交渉を経てこの問題を解決に導いている。本稿で論じる奏請使南袞の派遣は、その第一段階に相当する。
- (8) その概要は末松保和、前掲書「麗末鮮初に於ける対明関係」二四〇～二四二頁、金暲緑、前掲「朝鮮初期宗系辨誣의 展開様相과 対明關係」一六七～一六九頁。
- (9) 「欽差内史黄永奇等三人齋左軍都督府咨以来、設綵棚・儼礼、上率百官出宣義門、迎入壽昌宮、其咨曰、（中略）右永奇等三人、皆我国所遣闖人也」（『太祖実録』卷五、三年四月甲午〔二五日〕条）。
- (10) 奥崎裕司「洪武帝の天命観と永楽帝の南征」（野口鐵郎編『中国史における教と国家』雄山閣出版、一九九四年九月一八八～一八九頁）。
- (11) 「更定蕃国朝貢儀、是時四夷朝貢、東有朝鮮・日本、南有暹羅・琉球・占城・真臘・安南・爪哇・西洋・瑣里・三佛濟・渤泥・百花・覽邦・彭亨・淡巴・須文達那、凡十七国（中略）、上以旧儀頗煩、故復命更定之、凡蕃国来朝、先遣礼部官、勞于會同館、明日、各服其国服、如嘗賜朝服者、則服朝服、於奉天殿朝見、行八拜礼畢、即詣文華殿朝皇太子、行四拜礼、（後略）」（『明太祖実録』卷三三二、洪武二
- 七年四月庚辰〔二一日〕条）。洪武帝はすでに洪武二年（恭愍王二八）九月の時点で謁見儀礼である「蕃王朝貢礼」を制定し、周辺諸国とのあいだに礼的秩序を構築していた。この点は檀上寛「明初の海禁と朝貢―明朝専制支配の理解に寄せて」（森正夫他編『明清時代史の基本問題（中国史学の基本問題4）』汲古書院、一九九七年一〇月）二〇六～二〇七頁、参照。
- (12) 恭讓王二年（一三九〇）五月に発生した、いわゆる尹彝・李初の獄である。明に逃亡した尹彝と李初が、李成桂と恭讓王が明に対する侵犯を共謀していると誣告したことから、尹彝一派つまり反李成桂派に断罪の処分が下された。この事件の概要は末松保和、前掲書「麗末鮮初に於ける対明關係」二〇三～二〇四頁のほか、金暲緑、前掲「朝鮮初期宗系辨誣의 展開様相과 対明關係」一五三～一五五頁に詳しい。とりわけ金暲緑氏は、『明実録』にはこの事件に関する記録がまったくみえず、李成桂が李仁任の子であるという尹彝と李初の供述も確認できないと指摘する（同、一五五頁）。とはいえ、今回の奏本にこの事件が明記されたため、中宗代に宗系弁誣問題が再燃するや、尹彝らが李成桂の宗系を誣告したものと定着する。
- (13) 聖節使趙温の帰国については実録記事に「参贊議政府事趙温、回自京師」とある（『太宗実録』卷三、二年正月己丑〔六日〕条）にすぎないが、のち同書卷六、三年一月己丑（二五日）条に「洪武三十五年（太宗二）正月初八日、陪臣趙温回自京師、説称、祖訓條章内云、臣〔芳遠〕宗系

是李仁<sup>ミヤ</sup>仁之後」と記録する。後者の史料については後述する。

- (14) 『皇明祖訓』の編纂とその意義については石原道博「『皇明祖訓』の成立」(『清水博士追悼記念 明代史論叢』大安一九六二年六月)、川越泰博「『皇明祖訓』編纂考」とくに『祖訓録』との関係について」(『中央大学アジア史研究』第七号、一九八三年三月)、参照。

- (15) 洪武帝のいわゆる「不征之國」については石原道博「日明交渉の開始と不征国日本の成立―明代の日本観(一)―」(『茨城大学文学部紀要 人文科学』第四号、一九五四年三月)二〇―二二頁、同「日明通交貿易をめぐる日本観―明代の日本観(二)―」(『同』第五号、一九五五年三月)一四―一七頁、中村栄孝「日鮮関係史の研究(中)」(吉川弘文館、一九六九年八月)「明太祖の祖訓に見える対外関係条文」(初出は『朝鮮学報』第四八輯、一九六八年七月)六六―六九頁のほか、岩井茂樹「明代礼制覇権主義と東アジアの秩序」(『東洋文化』第八五号、二〇〇五年三月)一三九―一四一頁などを参照されたい。

- (16) 山根幸夫解題『皇明制書』下巻(古典研究会、一九六七年四月影印)所収の『皇明祖訓』による。解題によれば、この書は内閣文庫架蔵の不分巻本であり、編判者・刊刻年代とも不明ながら明版であることはまちがいないという(二―三頁)。また中村栄孝、前掲書「日鮮関係史の研究(中)」は巻頭に「図版二」として『皇明祖訓』の一部を掲げるが、『皇明制書』所収の『皇明祖訓』とは版を異にする。

- (17) 洪武三五年(一四〇二)は建文四年にあたるが、成祖永楽帝の王位篡奪により建文帝は明の正統な皇帝としての地位を剥奪された。建文帝の年号はのち萬曆三三年(一五九五)九月に復活する。

- (18) 末松保和、前掲書「麗末鮮初に於ける対明関係」二四三頁、金暻緑、前掲「朝鮮初期 宗系辨誣의 展開様相과 対明関係」一七五頁。

- (19) 「朝鮮国王李芳遠遣陪臣李彬・閔無恤等、貢馬及方物、謝賜冠服恩」(『明太宗実録』卷二六、永楽元年二月癸未〔二〇日〕条)。ただし、『明実録』は宗系弁誣についてはとくに記録していない。

- (20) 高橋公明「外交文書、『書』・『咨』について」(『年報中世史研究』第七号、一九八二年五月)八四頁。岩井茂樹、前掲「明代礼制覇権主義と東アジアの秩序」一四一―一四二頁。

- (21) 永楽帝の聖旨は個人的な口頭指示であつて、洪武帝の遺訓に優先するものではない、という金暻緑氏の指摘は傾聴に値しよう。同、前掲「朝鮮初期 宗系辨誣의 展開様相과 対明関係」一七八頁。

- (22) 太宗代以降、敬徳宮の清和亭では酒宴のほか観射の行事がしばしば催されたが、世祖六年(一四六〇)以降の空間構造はいまのところ不明である。『太宗実録』卷一、元年閏三月庚子(一一日)条、『世宗実録』卷一四八、地理志、旧都開城留後司、敬徳宮条、『世祖実録』卷二二、六年一月癸酉朔条など。

- (23) 「遣参知議政府事呂称如京師、謝改正宗系、放還拘留人、賜列女伝也」(『太宗実録』卷七、四年四月己卯〔九日〕条)。なお、呂称一行はこの年九月に帰国する(同書卷八、四年九月丙午〔八日〕条)。
- (24) 浅井虎夫(瀧川政次郎解題)『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』(汲古書院、一九七七年四月復刻。初出は京都法学会、一九一一年七月)「第十二章第四節 明會典」三二七―三四六頁。山根幸夫解題『正徳大明會典』第三冊(汲古書院、一九八九年六月)五七二―五七四頁。同「明・清の會典」(滋賀秀三編『中国法制史―基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年二月)四七四―四八五頁。
- (25) 山根幸夫、前掲『明・清の會典』四八二頁。
- (26) 『中宗実録』卷二一、九年二月庚寅(二日)・辛卯(三日)条。中宗代における尊經閣の失火とその後の蔵書補填政策、ならびに『大明會典』の印刷・頒布をめぐる論議については桑野栄治、前掲『朝鮮版『正徳大明會典』の成立とその現存』八―一二頁を参照されたい。
- (27) ここで承政院のいう正朝使については『中宗実録』卷三〇、一二年一〇月己未(一七日)条に「奏請使左参贊李繼孟・刑曹参判李思鈞、正朝使同知中枢府事李之芳等、奉表如京」とあり、正朝使李之芳の一行は翌年の中宗一三年四月上旬に帰国した(同書卷三二、一三年四月壬申〔四日〕条)。ところが、韓俊謙『柳川筭記』(『大東野乘』卷七一、民族文化推進会、ソウル、一九七三年二月、所収)には「(前略)中宗十三年〔戊寅正徳十三年〕、陪臣李繼孟回自京師、得大明會典以来、本国注下云、(後略)」とあり、また魚叔権『稗官雜記』(『大東野乘』卷四、所収)も「(前略)正徳戊寅、李繼孟回自京師啓曰、大明會典朝鮮国下註云、(後略)」と記すほか、魚叔権『攷事撮要(奎章閣叢書第七)』(京城帝国大学法文学部、京城、一九四二年二月影印。底本は「萬曆四十一年(光海君五)九月」の内賜記を有する太白山史庫旧蔵本)上巻、大明紀年、正徳一三年戊寅条にも「李繼孟得大明會典以来、本国項下註云、(後略)」と記録するように、李之芳の名はみえない。一方、李繼孟とは中宗妃尹氏の冊封を要請する奏請使として李之芳と同日に明に派遣された使節であり、中宗一三年四月二日に帰国した(『中宗実録』卷三一、一三年四月己丑〔二日〕条)。宗系辨証問題が朝議にのぼる、わずか五日前のことである。のちに礼曹判書南袞が撰進した奏請文には「朝鮮国王臣姓諱謹奏、為陳請乞恩事、正徳十三年四月二十一日、陪臣李繼孟回自京師、説称、伏覩大明會典内朝鮮国下註云、(後略)」とみえる(同書卷三三、一三年六月甲申〔二六日〕条)。したがって、『大明會典』を朝鮮に持ち帰ったのは正朝使李之芳ではなく、奏請使李繼孟の一行であろう。なお、朴成柱、前掲「조선전기 朝・明 관계에 서의 宗系문제」は李繼孟の報告↓奏請使の派遣と帰国↓李之芳による『大明會典』の質来、と理解する(二〇五―二〇六頁)が、したがえない。
- (28) 宗廟朔祭のための齋戒であろう。『国朝五礼序例』卷一、吉礼、時日・齋戒条。

- (29) 「都評議使司及大小臣僚・閑良・耆老等請令知密直司事趙胖赴京、申礼部曰、竊謂小邦、至恭愍王薨無嗣、逆臣辛旽子禍為權臣李仁任等所立、禍乃昏暴狂恣、多殺無辜、至興師旅、欲向遼東、時右軍都統使李〔太祖旧諱〕以為、不可犯上国之境、挙義回軍、(後略)〔『太祖実録』卷一、元年七月丁酉(一八日)条〕。
- (30) 「高麗知密直司事趙胖等持其国都評議司奏言、本国自恭愍王薨逝無嗣、權臣李仁人以辛旽子禍主国事、昏暴自恣、多殺無辜、至欲興師侵犯遼東、其時大将李成桂以為不可而回軍、(後略)〔『明太祖実録』卷二二一、二五年九月庚寅(二二日)条〕。
- (31) 「高麗国復遣使來奏、權国事王昌乞入朝、上不許、謂礼部尚書李原名曰、高麗国中多故、陪臣忠逆混淆、所為皆非良謀、廢立自由、豈三韓世守之道哉、彼既囚其主、來言童子(昌王)入朝、必有隱謀、不可信也、(中略)爾礼部其諭高麗、使童子不必來朝、(後略)〔『明太祖実録』卷一九七、洪武二二年八月癸卯(八日)条〕。洪武帝の高麗に対する不信任はこのほか奥崎裕司、前掲「洪武帝の天命觀と永樂帝の南征」一九二―一九四頁に紹介されており、「洪武帝の時、朝鮮の李成桂は弑王ではないまでも、篡位は確實と思われた」と指摘する(一九四頁)。
- (32) 「尹承順・權近還自京師、礼部奉聖旨、移咨都評議使司曰、洪武二十二年八月初八日、本部尚書李原明等官於奉天門、欽奉聖旨、高麗国中多事、為陪臣者忠逆混淆、所為皆非良謀、君位自王氏被弑絶嗣、後假王氏以異姓為之、亦非三韓世守之良法、(中略)今高麗陪臣等陰謀疊詐、至今未寧、(中略)礼部移文前去、童子不必赴京、(後略)〔『高麗史』卷一三七、列伝五〇、辛昌元年九月条〕。
- (33) 稲葉岩吉・矢野仁一『朝鮮滿洲史(世界史大系第十一卷)』(平凡社、一九三五年七月)「朝鮮史第十章 李氏朝鮮の革命工作」一三九―一四三頁。末松保和、前掲書「麗末鮮初に於ける対明關係」一九六―二〇〇頁。金順子『韓国中世韓中關係史』(慧眼、ソウル、二〇〇七年五月)「第3章 礼部咨文의 변조와 王朝교체의 승인」一五三―一五五頁。
- (34) 「(前略)本朝洪武二年、其主王顥(恭愍王)表賀即位、賜以金印・誥命、封高麗国王、二十五年、其主瑤昏迷、衆推門下侍郎李成桂、主国事、詔從其自為聲教、成桂更名旦、徙居漢城、遣使請改国号、詔更号朝鮮、旦老請子芳遠襲、永樂元年、賜芳遠金印・誥命・冕服、(中略)自旦以來、時歲貢獻不絶、(後略)〔『大明一統志』卷八九、外夷、朝鮮国、沿革条〕。なお、本稿では長澤規矩也・山根幸夫編『和刻本 大明一統志』全二卷(汲古書院、一九七八年一月)を利用した。
- (35) 「春秋館時政記〔撰集承政院日記及各衙門緊関文書、毎歳季啓冊数〕・承文院文書、毎三年印、蔵本衙門・議政府及史庫〔『經国大典』卷三、礼典、蔵文書条〕。桑野栄治「李朝初期における承文院の設立とその機能」〔『史淵』第一三二輯、一九九四年三月〕四五頁。
- (36) 「(前略)光弼且與吏曹判書安瑭・参判金克愐等、同議以啓曰、奏請使須以能文人遣之、前所擬南袞・李長坤・崔淑

- 生、此三人之外、更難得焉、但在前、無以大提学出使者、大司憲亦重任也（大提学南袞、大司憲李長坤）、然自上重此奏請之事、則何惜其重任乎、上御思政殿、光弼等入侍、（中略）上曰、奏請之事至重、予初以為宜遣三公、大臣以為不必遣三公、故以正二品以上差之也、前日於絳筵大臣云、南袞主文、李長坤憲長、職任皆重、不可遣也、不得已當遣淑生耳、今已遞淑生、當差遣南袞、而主文不可遣也、然則當遣李長坤乎、光弼曰、聞臺諫之言、其意欲遣南袞也、奏請之事至重、雖主文果可遣也、「伝曰、奏請使以南袞差遣為當、蓋從物議也」（いづれも『中宗実録』卷三三、一三年五月壬子（一四日）条）。
- (37) 李籽の遺稿集『陰崖先生集』（標点影印韓国文集叢刊）21、民族文化推進会、ソウル、一九八八年一月影印、所収。底本はソウル大学校奎章閣蔵本。一七五四年に従後孫の慶尚道觀察使李彝章が木版で刊行した初刊本）年譜、皇明武宗皇帝正徳一三年戊寅（先生三九歳）五月条に「特命差奏請副使、陞拜嘉善大夫・同知中枢府事」とある。
- (38) 韓忠の遺稿集『松齋先生集』（韓国文集叢刊）23、民族文化推進会、ソウル、一九八八年一月影印、所収。底本は国立中央図書館蔵本）卷七、附録、年譜、武宗毅皇帝正徳一三年（中宗一三年）戊寅三三歳九月条に「宗系下誣使書状官を拝す」とあり、これにつづけて一〇月初三日条に「燕京に赴く。弘文館應教兼司憲府掌令を拝す」、さらに二月二二日条に「皇京に到る」とみえる。しかし、後述するように正使の南袞は副使李籽とともに中宗一三年七月に漢城を出発し、一月には北京に到着していることから、『松齋先生集』年譜の当該箇所は後孫による錯誤ではないかと思われる。
- (39) 桑野栄治、前掲「李朝初期における承文院の設立とその機能」四五～四六頁。伍躍「朝貢関係と情報収集—朝鮮王朝对中国外交を考えるに際して」（夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇七年三月）一八九～一九〇頁。
- (40) 遣明使節の選定については朴成柱「조선초기 遣明使節에 대한 일고찰」（『慶州史学』第一九輯、慶州、二〇〇〇年一二月。のち曹圭益他編、前掲書『연행록연구총서6』に再録）一四二～一四五頁、金暎録、前掲「朝鮮初期 対明外交와 外交節次」二八～三〇頁、参照。
- (41) 「(前略) 諫院又啓曰、奏請之事至大、崔淑生有才華、人物固非偶然、然專對之人、其應變思慮、恢恢有餘者、可堪其任也、物議皆曰不當、則斯速議于大臣而遞之、伝曰、(中略) 奏請使、須學博而思慮有餘者、可堪其任、淑生學問・人物非偶然、宰相豈不堪專對之事乎、宰相有數、不可改也」（『中宗実録』卷三三、一三年五月己酉（二一日）条）。
- (42) 『中宗実録』卷三四、一三年七月己酉（二二日）条。「続東文選」進続東文選箋。
- (43) 「伝曰、奏請使崔淑生再三辭以老病、臺諫亦言之、問于兩政丞、「注書具壽福以奏請使事、收議于兩相（光弼・用漑）啓曰、崔淑生博識古事、又能於文、臣等之意以為、甚合專對之任、常時公會、以病不參之時果多矣、雖無事赴京、此

事非如他例之使、須與通事躬進礼部・通政等司、懇請竭誠、然後蒙准、若然則須扱其無病者而遣之、可也、伝曰、可遞之」(いづれも『中宗実録』卷三三、一三年五月壬子〔一四日〕条)。

(44) 遣明使節帰国後の恩恵については朴成柱、前掲「조선 초기 遣明使節에 대한 일고찰」一六四―一六六頁、参照。

(45) 後日、南袞らが宗系改正の勅書を得て帰国した際に、崔淑生は謝恩使に任命されるが、彼はまたもや病気を理由に辞退したため、ついに臺諫に弾劾されて告身を追奪されるにいたる(『中宗実録』卷三五、一三年二月甲午〔二九日〕条、同書卷三五、一四年正月丁酉〔二日〕・丙午〔二一日〕条)。つとに申爽鎬「己卯士禍の由来に関する一考察」(『靑丘学叢』第二〇号、京城、一九三五年五月)は南袞の代送について、「臺諫・弘文館がわざわざ之が改正(Ⅱ南袞の代送)を論じたのは、淑生が薦擧科賛成者であり、南袞がその猛烈な反対者であった為に、淑生を京に留め袞を外に送って、薦擧科を順調に施行せんが為ではなからうか」との見解を示した(三四―三五頁)。しかしながら、弾劾される危険性を考慮しないまま崔淑生が漢城にとどまったとは考えられない。

(46) 『中宗実録』卷三三、一三年五月丁卯(二九日)条、同書卷三三、一三年六月丙申(二八日)条。

(47) 『中宗実録』卷三三、一三年五月丁巳(一九日)条。

(48) 「奏請使南袞・李籽、聖節使方有寧、奉表如京師、上親伝聖節表文」(『中宗実録』卷三四、一三年七月壬子〔二五日〕

条)。

(49) 「上引見奏請使南袞・李籽、聖節使方有寧、質正官崔世珍、書状官韓忠・盧克昌、三公並入參、上謂袞・籽曰、今奏請之事国之大事、卿等其勉之、得請而還、袞曰、此実臣民所共憤悶者也、但恐礼部有異議、而不許改正也、臣當呈奏本于礼部、審礼部之意、隨機而処之、必使知誣罔、但皇帝無意於天下、朝廷大臣專治国事、必執法以謂、會典乃太祖高皇帝之所為、豈聽外人之言而輕改之乎、如宗系之事、永樂皇帝曾許改正、此則庶有可望、臣等恐未得蒙准、日夜惶恐、(中略)但所奏請之事為大、必不容易受疏也、雖欲陳疏達意、而不受則恐未易達也、(中略)言訖俱還就坐、乃命設酌將進酒、上曰、此雖非宴享之例、奏請使可進爵、(後略)」(『中宗実録』卷三四、一三年七月辛亥〔一四日〕条)。

(50) 「聖節使方有寧還自京師、上引見、問中原之事、有寧曰、臣去九月十二日到北京、聞皇帝去七月初九日、自宣府幸大同、九月、自大同入偏頭關、因向陝西榆林衛、去京師約一千五百餘里、皇帝或為田獵、或為微行、或投宿民家、行止與凡人不分云、(中略)上曰、奏請使之奇何如、有寧曰、奏請使初到上国、呈奏本于礼部、則郎中鄭元対之邈然、郎中姜龍接之和裕、(中略)南袞等上書于礼部、尚書見之称善、十月初十日、太監齋副本、向行在所、若皇帝猶在榆林、而不更深入、則庶幾易得奉聖旨而還、今月二十日間發程、而正月可入來矣、但皇帝行在遠近、未可必也、上曰、皇帝還期、其処人知之乎、有寧曰、亦不知」(『中宗実録』卷三五、一三年一二月庚寅〔二五日〕条)。



- (51) 「朝鮮国王遣陪臣曹参判方有寧等、賀萬壽聖節、賜宴、并賞綵段等物、有差」(『明武宗実録』卷一六六、正徳一三年九月癸亥(二六日)条)。
- (52) 『明武宗実録』卷一七一、正徳一四年二月壬申(八日)条。
- (53) 「大祀天地於南郊、礼畢、遂幸南海獵、(後略)」(『明武宗実録』卷一七一、正徳一四年二月丁丑(一三日)条)。
- (54) 『明武宗実録』卷一七一、正徳一四年二月戊寅(一四日)条。慶成礼(慶成宴)とは皇帝が郊祀を実施した翌日に催される宴をいう。
- (55) 皇帝の「正朝の殿」たる奉天殿を舞台とした宮中儀礼の一端は、新宮学『北京遷都の研究—近世中国の首都移転』(汲古書院、二〇〇四年一月)第三章 北京遷都—永楽遷都プロジェクトの初段階」二二二—二二四頁、参照。
- (56) 「初、高麗国王王氏、洪武間遇弑而絶、陪臣李仁人擅立、為姓凡幾易矣、国人得王氏裔瑤立之、瑤復昏乱、衆推門下侍郎李成桂主国事、且請于朝、詔許之、改名旦、令徙居漢城、更号朝鮮、成桂與仁人本異族、永楽間降祭海嶽祝文、称成桂為人仁嗣、而祖訓條章亦載仁人及子成桂今名旦者、成桂子芳遠奏辯、太宗許令改正、近所修大明會典、復注祖訓於朝鮮国下、且云李氏連弑四王、貢使市以婦、国王李懌上疏、備陳世系本末及四王始終、無弑逆迹、乞為改正、下礼部議、以会典一書詳載我朝制度、其事関外国是非嫌疑之間、皆在所略、況成桂之得国出皇祖之命、其不繫仁人後、又有太宗明詔可徵、宜從其請、詔可、且嘉其誠孝、賜勅諭之」(『明武宗実録』卷一七一、正徳一四年二月己卯(一五日)条)。なお、『明武宗実録』の編纂過程は間野潜龍『明代文化史研究』(同朋舎、一九七九年二月)第一章第二節 明代歴朝実録の成立(上)」四七—四九頁。
- (57) 實際に朝鮮後期の光海君六年(一六一四)以後、中国史書に『大明会典』の誤謬が踏襲される。李成珪、前掲「明清史書の朝鮮『曲筆』と朝鮮による『弁誣』」六六—七一頁。
- (58) 新宮学、前掲書「第五章 南京遷都—永楽十九年四月北京三殿焼失の波紋」三一—三三頁。
- (59) 南袞一行の入明記録は以下のとおり。「朝鮮国王李懌(中宗)差陪臣南袞等、貢方物・馬匹、請改正會典所載宗系、賜金織衣・綵段等物、有差」(『明武宗実録』卷一六八、正徳一三年一月甲辰(八日)条)。ここには中宗が南袞らに明に派遣して「会典所載の宗系を改正せんことを請う」と記録するが、王氏弑逆に關しては記されていない。
- (60) 「領議政鄭光弼・左議政申用漑・右議政安瑋・礼曹判書李繼孟・左參贊李長坤・戸曹判書高荆山・工曹判書金克愾・右參贊金安国・吏曹判書申錡・礼曹参判權櫻・參議朴壕等會賓序、議更遣奏請使事、(中略)伝于光弼等曰、予意四王事、雖未蒙允、宗系一事已有勅旨、今但謝蒙准事而已、不必待改四王事、然後並謝之也、先謝宗系之事、即遣奏請使、言于朝廷曰、宗系一事既蒙准矣、弑四王事尚依旧不改、將以得請為期云、何如、謝恩表辞亦可熟議、此乃大事、赴京使价、雖似煩擾、不可以謝恩使兼奏請也、(中略)光弼等啓曰、今若更請、而優辞以答則已、如有不美之辞、則是

自暴白祖宗之事、大不可也、革命之時、有所未盡、而強辨奏請、其於事上之道亦不敬矣、在太宗朝宜若並奏兩事、而只請宗系一事者、必有其意也、表辭則泛称改正宗系等事、而謝之何如、(中略) 光弼等又啓曰、今之謝恩表、雖有可製者、然崔淑生自少精於其業、宜使淑生製之、而無職者不可牌召、遣史官諭以今日所議之意、令製之何如、伝曰可」(『中宗実録』卷三五、一四年三月丁巳〔二四日〕条)。

(61) 慕華館については『新增東国輿地勝覽』(中宗二六年、一五三一) 卷三、漢城府、宮室条、慕華館の項に「在敦義門外西北、本慕華樓、世宗十二年(一一四三〇)、改為館」とある。明使に対する迎接儀礼は李鉉滄「明使接待考」(『郷土서울』第一二号、ソウル、一九六一年一月) 一四〇一五七頁に詳しい。また申太永「明나라 시신은 朝鮮을 어떻게 보았는가」『皇華集』研究(다운샘, ソウル、二〇〇五年六月) 第3章 明朝使行과 接判使의 酬応様相」六八〇七二頁はこれを簡略に紹介する。

(62) 「上幸慕華館、迎勅還宮、引見南袞・李耜・韓忠等、上曰、當初奏請恐未見允、今乃蒙允而來、可喜也、然初請兩事、而於勅書獨及一事、且見卿等書狀、亦無可請之辭、是不可更請於礼部然後還乎、南袞曰、礼部郎中姜龍召我國通事言曰、爾國所奏兩事、明載於覆本、婦告爾國陪臣、後得見覆本、兩事幾乎得成、礼部尚書議之曰、朝鮮文獻之邦、敬順朝廷、朝貢不絶、今所奏請亦是礼義之國故也、緣帝遠幸、未得奏達、今帝以祀天祭還都、俟祭畢方奏之、乃奉聖旨是所謂是者、如我國依允之辭也、臣等不料獨及一事也、(中

略) 上曰、今者議論各異、或曰可更奏請、或曰不可奏請、今日將議之、今更奏何如、袞曰、更請不可輕、果若未准一事、則宜更請、若中朝、則以為已准兩事、而我國奏請、則恐不可也、(中略) 上曰、皇帝今何如、袞曰、皇帝屢巡於大同・宣府等處、以祀天祭、屢請還駕、夫祀天祭、例於正月望前行之、皇帝為祀天而將還、但於經路久留、故二月初始還京、本月十三日行祭、皇帝巡遊無度、荒乱酒色、囚辱諫臣、不御經筵、信任奸臣姜彬矣、(後略)」(『中宗実録』卷三五、一四年四月庚午〔七日〕条)。

(63) 明では洪武一〇年(一三七七)の制度改編以降、都城の南郊に大祀殿を新築して正月に天地合祭の郊祀を実施していた。石橋丑雄『天壇』(山本書店、一九五七年二月) 第一編四 天壇壇制の沿革」一八頁。小島毅「郊祀制度の変遷」(『東洋文化研究』第一〇八冊、一九八九年二月) 一九四〇一九五頁。陳戊国『中国礼制史(元明清卷)』(湖南教育出版社、長沙、二〇〇二年二月) 第二章第三節 明代祭祀之礼(一) 一一一〇一三二頁。

(64) 『松齋先生集』卷七、附録、年譜、武宗毅皇帝正徳一三年戊寅一二月二二日条に「到皇京、肅皇帝適幸陝西、上使袞欲徑還、公執不可、特立闕庭、抗章不退、呈咨十餘度、筆翰如流、操紙立成、(後略)」とある。

(65) 「大司憲金淨・大司諫尹殷弼等啓曰、奏請事重且有関先王、礼當告廟、當初奏請亦宜告廟、而礼官未及致察、今宜請而不爾、且見帝勅、只允宗系而不及四王事、但於礼部覆本、奉聖旨是、而與勅書之意無加減焉、大臣之議、則各以所見

陳之、當自上決之、雖遣謝恩使、而表辭則不可朦朧、其頭辭曰宗系等事、而表辭則及於四王、中国亦必笑矣、且今奏請於国家莫大、奉命之人當察而処之、雖不得見勅書、只見奉聖旨之辭、而亦可知其只允一事也、當以至誠陳懇而不爾、大失奉使之體、請皆罷職、(中略) 伝曰、告廟及謝表事、當議于大臣、餘皆不允、史臣曰、金淨等以袞等專对無狀、請罷、朝議皆以為過當、大臣又不平之」(『中宗実録』卷三五、一四年四月庚午〔七日〕条)。

(66) ただし、崔淑生所製の謝恩表ではその冒頭に正徳帝の勅書を引用した形跡はなく、また「宗系等之事」の「等」の文字を改めたわけでもない。謝恩表はすでに三月下旬の時点で崔淑生に製述させることが決定しており、謝恩表を書き改める時間的余裕がなかったものと思われる。『中宗実録』卷三五、一四年三月丁巳(二四日)条、同書卷三五、一四年四月甲戌(一一日)条。

(67) 「御不時経筵、講近思録、参賛官趙光祖曰、国有大事(指奏請事)、不能決以正大、不知何以如此也、自上須灼見是非而確定、(後略)」(『中宗実録』卷三五、一四年四月癸酉〔二〇日〕条)。

(68) 「遣工曹判書金克幅等、如京謝恩(其表辭曰、(中略)前賛成崔淑生所製)」(『中宗実録』卷三五、一四年四月甲戌〔二一日〕条)。

(69) 「南袞・李耔・韓忠啓曰、臺諫謂臣等奉使失体、在職未安、敢辭、且蒙賞賜、心尤未安、賞不可濫及無功、袞独啓曰、臣本有風病、政府要劇之地(袞時為賛成)、欲黽勉從仕、

則恐此証復発、更無生理、乞遞臣職置之閑散、李耔啓曰、前年始陞嘉善、未滿一年、又陞正二品、況六卿之任必有物望、年徳並尊多所經歷者、可堪其任、如臣則今年始四十、無才徳・経歴、固不能勝任、敢辭、兩人固辭、不允」(『中宗実録』卷三五、一四年四月庚辰〔一七日〕条)。「復命賜土田・歳獲、懇辭、不允」(『陰崖先生集』年譜、武宗皇帝正徳一四年己卯〔先生四〇歳〕春条)。なお、李耔は漢城に居る二ヶ月前の中宗一四年二月に漢城府判尹に任命された(『中宗実録』卷三五、一四年二月丁丑〔二三日〕条)。

(70) 『中宗実録』卷三五、一四年四月辛未(八日)条、同書卷三六、一四年五月癸巳朔条。

(71) 「御朝講、講統綱目、(中略) 臺諫請還収南袞等賞典、領事安塘曰、南袞・李耔・韓忠、初皆摺遣、豈不盡誠、留至十朔、凡事必熟計之矣、初不挙賞典則可也、今則已有成命而又令還収、於朝廷大体未知為何如也、安国曰、如此之事、雖得請、在臣子之心、豈有要賞之理乎、事関宗社、自上喜而賞之耳、此非所以議於朝廷也、今因公議又令収之、人主命令不可如此苟且也、然兩事皆得請則可賞、不然則不必賞也」(『中宗実録』卷三五、一四年四月乙酉〔二三日〕条)。

(72) 朝鮮使節がみた明代の会同館については松浦章「明清時代北京の会同館」(『神田信夫先生古稀記念論集 清朝と東アジア』山川出版社、一九九二年三月)三六〇～三六五頁、その位置と規模は新宮学、前掲書「第七章 北京定都―正統年間における奉天殿再建と首都空間整備」四三〇～四三二頁、同「近世中国における首都北京の成立」(鈴木博之

他編『近世都市の成立(シリーズ都市・建築・歴史5)』  
東京大学出版会、二〇〇五年九月)四〇〇頁、参照。

(73) 『国朝文科榜目』卷六、中宗朝、己卯(一四年)別試榜

〔以改宗系十月行、試官趙光祖・金絀・金湜・南袞〕条。

以後、朝鮮では宗系改正別試が定着する。ただし、実録記事には「文科金瑛等十九人を取る」とあるにすぎない

〔『中宗実録』卷三七、一四年一〇月壬午(二二日)条)。

(74) 震檀学会編(李相伯著)『韓国史(近世前期篇)』(乙酉文

化社、ソウル、一九六二年三月)「第二編第五章 士禍・

党争」五四九～五五〇頁。国史編纂委員会編『한국사(28

조선중기 사림세력의 등장과 활동)』(同委員会、果川、

一九九六年二月)「II? 사림세력의 진출과 사회」(執

筆・李秉休)一九七～一九八頁。

(75) 『中宗実録』卷四三、一六年一月辛亥(三日)条、韓忠

卒伝。また『松齋先生文集』卷七、附録、年譜、武宗毅皇

帝正徳一六年(中宗一六)辛巳十一月二二日条に「夜、被

害於獄中、聞者莫不掩泣、(中略)臨終有書曰戒子書」と

あり、『陰崖先生集』年譜、世宗皇帝嘉靖一二年癸巳(先

生五四歳)一二月一五日条に「考終于忠州免溪之夢庵」と

ある。

(76) 韓忠の録勲については『松齋先生文集』卷七、附録、年譜、

神宗顯皇帝萬曆一八年(宣祖三三年)庚寅条に「宗系改正、

録光国勲、先生參原従一等」とある。李耔の場合は『陰崖

先生集』年譜、神宗皇帝萬曆一八年庚寅条に「賜光国原従

一等功臣録券」とある。